



(6) 傷害の状況

今回の体罰事案では、生徒が軽度の打撲を負ったものが1件あるが、通院加療を要するものではなかった。

(7) 本人・保護者への対応

該当校では、事実確認後、本人・保護者に深くお詫びするとともに、二度と体罰を繰り返さないことを誓っている。

当該教員も指導の在り方を見直し、体罰に依らない指導により、指導している児童生徒との関係は良好に保たれている。

3 教育委員会の対応

- (1) 各校の教職員に対し、「体罰は絶対に許されないものであること」、「子どもの指導の手段として、体罰を絶対用いないこと」等をあらゆる機会を捉えて指導を徹底し、体罰の一掃に努めている。
- (2) 子どもや保護者からの相談に対応できるよう、相談体制の整備に取り組んでいる。
- (3) 部活動の指導にあたっては勝利至上主義に走ることなく、教育の一環として見守り育てることを大事にするよう指導者の意識向上に努め、体罰の再発防止を徹底していく。
- (4) 体罰または体罰が疑わしい事案については、これまでも迅速な情報提供のもと、学校と市教委とで連携して対応することとしており、今後は更にその体制の強化を進める。